

## 取 扱 基 準

名 称	私立保育園等一時預かり事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児を、保育園等で一時的に預かることで安心して子育てができる環境を整備するため、私立保育園等が行う一時預かり事業に対して、補助金を交付する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	一時預かり受入れ児童数年間20,000人
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	一時預かり担当職員人件費、教材費、光熱水費等
補助額及びその算定方法又は補助率	1. 一時預かり事業 補助額は「新潟市一時預かり事業補助金交付要綱」に掲載 2. 緊急一時預かり事業（実施日単位） 標準的経費（6,700円＋150円×4時間以内利用児童数＋300円×4時間超利用児童数）－標準的保護者負担額（900円×4時間以内利用児童数＋1,800円×4時間超利用児童数） ※ 実行補助率は年度により異なるので未定 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示 〔媒体〕一時預かり申込書等
担当部署	こども未来部 幼保運営課 給付・収納・政策グループ 電 話 025-223-7375 e-mail hoiku@city.niigata.lg.jp